

「困ったなあ」

「答えます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

離婚を取り下げたのですが、 弁護士がお金を返してくれません。

変なご相談で申し訳ないです。実は、弁護士さんのことで困っています。30年連れ添った夫と別れようと思い、ネットで探したその弁護士さんの所に行ったのが1年前。冴えないビル内の小さな事務所で、応対したのは40歳の男性でした。夫は若い頃からの浮気癖が直らず、私もずっと我慢してきましたが、子供は結婚したし、私もまだ50代のうちに思い切った第二の人生に踏み出さないと、そのうちに夫の介護人生なんてことになったら最悪だと思ったのでした。

弁護士さんは、夫の収入や不動産・預貯金・株などの財産を

聞いて、ざっと3億円位はある、調停を起してその半分を貰おう、ついでに相手の女に対して500万円の損害賠償請求訴訟を起そうと言い、とりあえず着手金各50万円×2の100万円(と消費税)、加えて調停提起に当たって財産調査をするので預り金400万円の、計508万円を振り込むよう言い、私はそうしました。成功報酬としては私が得られる額の各3割

を払う旨、ぴらっとした紙を渡されたのでサインしました。その後、まずは女に訴訟を起こした段階で、夫がまさかの謝罪をし、訴えを取り下げてくれ、この際女とは別れる、お前と生涯を共にすると言うので、私も翻意し、その旨弁護士さんに言う、夫に完全にだまされていると怒ってしまい、着手金はともかく預り金も返してくれないまま、半年が経ちました。

その弁護士の弁護士会に問い合わせましょう。 応じない場合は懲戒の申立てをしてください。

まあ、それは大変な弁護士さんに遭遇してしまいましたね。近頃、弁護士の不祥事は大変多く、成年後見人が被後見人を守るどころか財産を着服するといった業務上横領事件を筆頭に、トラブルが後を絶ちません。嘆かわしいことです。

背景には、弁護士の数を増やすぎた結果、生活費や事務所経費にも事欠くといった事情もあるようです。その弁護士さんにしても、いい鴨が来たと思んだところに逃げられ、頭にきたのでしよう。委任関係は互いの信頼に基づくので、いつでも解約できますが、ただ今回は相談者の都合による解約なので着手金は戻りません。しかし預り金は別で、かかった実費を差し引いた残額を返さないといいけません。

それにしても、どんな根拠なのか分かりませんが、400万円は高すぎると思います。本人としては、いずれ報酬を貰う際に精算すればよいからとすでに使ってしまった、返せる状況にないのかもしれない。

なみに報酬3割も高すぎます。一般に着手金・報酬を合わせて、500万円だと2割、1億5000万円だと1割といったところが相場だと思います。もしまた翻意して離婚調停を起す場合には、今度は信頼できる方に頼むべきですね。弁護士に限らず、ネット情報はおしなべて怖いと思いますよ。信頼できる知人を通して紹介してもらうのが安心です。

さてご相談の件の答えですが、その弁護士が所属する弁護士会(東京では、東京、第一東京、第二東京の3つの弁護士会があります)が設置している紛議委員

会に申し立てるのが最も手っ取り早いです。弁護士会に問い合わせせてみてください。委員会ではその弁護士を呼んで、残額は返却するよう促してくれるので、おそらくは戻ってくるのではと思います。

ただ最近紛議委員会の呼び出しにも応じない弁護士も増えていると聞きます。その場合には各弁護士会の綱紀委員会に懲戒の申立てをしてみてください。弁護士職務規程で要請されている委任契約書も作成されていないようだし、一連の事情からして、弁護士懲戒に値すると思われる。